

住宅用火災警報器及び感震ブレーカー設置状況調査

ご協力をお願い

日頃は、消防行政に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
ございます。

さて、住宅火災による死者のうち、約半数が「逃げ遅れ」です。
市消防本部では、火災発生時の逃げ遅れを防ぐため義務付けられた住宅用火災警報器と、大規模地震時に自動で電気を遮断し、電気火災を防止する、「感震ブレーカー」という装置の設置状況の把握及び周知を図ることを目的として、西條町地内の住宅を対象に住宅用火災警報器及び感震ブレーカー設置状況調査のアンケートを実施いたします。

つきましては、下記のとおり実施しますので、大変恐縮ではございますが消防職員が訪問した際にはご協力をお願い申し上げます。

なお、調査対象は全世帯ではなく、消防本部側で無作為に選んで訪問しますので、調査しない世帯がありますことを申し添えます。

記

実施期間	令和8年4月27日から5月22日まで ※平日の午前9時から午後5時の間に実施します。
実施地区	西條町
実施方法	<u>各世帯を訪問し、玄関先でのアンケート調査</u>
調査項目	別紙「調査票」に記載の項目
調査員	消防職員

【お問い合わせ先】

担当 愛西市消防本部 予防課（能島）

電話 0567-26-1109（直通）

○ 調査世帯の住宅区分

問1 お住まいの住宅は、次のうちどれに該当しますか。

1. 一戸建て
2. 共同住宅等（賃貸）
3. 共同住宅等（持ち家）

○ 住宅用火災警報器の設置状況について

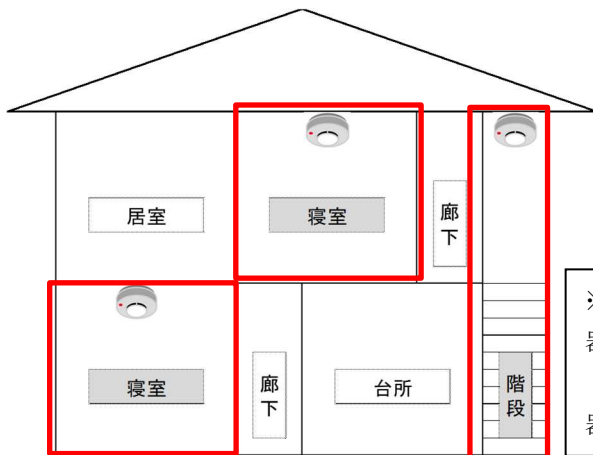
問2 ●●市火災予防条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅の部分全てに住宅用火災警報器が設置されていますか。

〔●●市火災予防条例に基づき住宅用火災警報器の設置を義務付けられている住宅の部分〕

- ・ 就寝の用に供する居室（寝室・子ども部屋）
- ・ 階段（寝室が2階以上の階にある場合）
- ・ ●●（適宜、「台所」等条例に基づき設置が義務となる場所を追加してください。）

1. 条例で義務づけられている部分全てに設置している（全部設置）
2. 条例で義務づけられている部分の一部に設置している（一部設置）
3. 条例で義務づけられている部分に1箇所も設置していない（未設置）

●●市火災予防条例に基づき住宅用火災警報器の設置を義務付けられている住宅の部分



※台所には、住宅用火災警報器とは別に、住宅用ガス警報器が設置されている場合があります。
台所の床付近に設置されているものは住宅用ガス警報器ですので、調査対象外となります。

○問2で「1. 全部設置」「2. 一部設置」と回答した場合、以下の設問に回答してください。

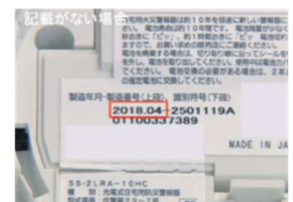
問3 設置されている住宅用火災警報器の中で一番古いものは、設置してから10年を経過していますか。

※点検ボタンまたは点検ひもがない感知器（自動火災報知設備の感知器）が設置されている場合は不明としてください。

1. 10年を経過している。
2. 10年を経過していない。（交換済のため）
3. 10年を経過していない。（設置してから未経過）
4. 不明

設置年数の確認方法

- ・ 設置した際に記入した設置年月日を確認する。
- ・ 記載が無い場合は、製造年でおおよその設置時期を確認する。



○作動確認の実施状況について

問4 最近、半年間に住宅用火災警報器の作動確認を行いましたか。

1. 実施した。(最近半年間に実施した)
2. 実施した。(今回のアンケート調査時に実施した)
3. 未実施
4. 不明 (点検ボタンまたは点検ひもがない場合、半年間に実施したかどうか不明など)

住宅用火災警報器の作動確認の方法



点検ボタンを押す

または



点検ひもを引っ張る

※高所での点検作業となりますので、転落や落下の危険があります。
安定した足場を確保して、安全に作業してください。

○問4で「1. 最近半年間に実施した」または「2. 今回のアンケート調査時に実施した」と回答した場合、以下の問5に回答してください。

作動確認の結果について

問5 作動確認を実施した結果はどうでしたか。

(設置されている住宅用火災警報器に1つでも不良があれば「2. 電池切れ・故障」を選択)

1. 異常なし
2. 電池切れ・故障
3. 不明

作動確認の結果の確認方法

(代表的なものを記載していますが、機器ごとの詳細は説明書などを確認してください。)

※正常な場合：「ピーピー」、「ピーピー火事です」、「正常です」などの警報音が鳴動します。

※電池切れの場合：「ピッ…ピッ…ピッ…」と短い警報音が繰り返し鳴動します。

「電池切れです」等の音声の場合もあります。

※故障の場合：「ピッピッピッ…ピッピッピッ」と短い警報音が繰り返し鳴動します。

「故障です」、「異常です」等の音声の場合もあります。

※音が鳴らない場合：「2. 電池切れ・故障」としてください。

※異常なし、電池切れ・故障の判断ができない場合：「3. 不明」としてください。

感震ブレーカー

大規模地震が発生すると、倒れたストーブがカーペットやカーテンに触れた状態で電気が復旧して作動し、火災につながるおそれがあります。また、揺れで傷んだ電気コードが、電気の復旧と同時にショートして火災が発生する危険もあります。

感震ブレーカーは、震度5強程度の揺れを感知すると、自動的に電気を遮断する装置です。

感震ブレーカーの設置は、外出中や、避難時にブレーカーを切る余裕がない場合でも、電気火災を防ぐ有効な対策となります。

※P. 4「主な感震ブレーカーの種類」を参考に、以下の問いに回答してください。

○感震ブレーカーの設置状況について

問6 大規模地震時に自動で電気を遮断し、電気火災を防止する、「感震ブレーカー」という装置があることを知っていましたか。(1つだけ選択してください。)

1. 知っていた
2. 知らなかった

○問6で「1. 知っていた」と回答した場合、以下の問7、問8に回答してください。

問7 お住まいの住宅に感震ブレーカーを設置していますか。(1つだけ選択してください。)

1. 設置している
2. 設置していない
3. 設置しているかわからない

問8 感震ブレーカーを知ったきっかけは何ですか。(1つだけ選択してください。)

1. 新聞、テレビ、ラジオ
2. ホームページ、SNS
3. ポスター、チラシ
4. 自治体（関係団体）の啓発イベント
5. 家族、友人からの勧め
6. その他

○問7で「1. 設置している」と回答した場合、以下の問9に回答してください。

問9 設置している感震ブレーカーは、どのようなタイプですか。
(1つだけ選択してください。)

1. 分電盤タイプ（内蔵型）
2. 分電盤タイプ（後付型）
3. コンセントタイプ
4. 簡易タイプ（おもり玉式、バネ式、電池式）
5. わからない

○問7で「2. 設置していない」と回答した場合、以下の問10に回答してください。

問10 設置していない理由を教えてください。
(1つだけ選択してください。)

1. 購入や設置にお金がかかるから
2. 購入や設置に手間がかかるから
3. 購入・設置方法がわからないから
4. 設置の必要性が感じられないから

主な感震ブレーカーの種類

1. 分電盤タイプ（内蔵型）

分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断する。

費用：約5～8万円 ※電気工事が必要

- (特徴) ●地震発生からの数分後に遮断されるため、身の安全を確保することが可能
●遮断前にお知らせしてくれる機能などがある。 ●作動の信頼性が高い



2. 分電盤タイプ（後付型）

分電盤に感震機能を外付けするタイプで、センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断する。漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。

費用：約2万円 ※電気工事が必要

- (特徴) ●地震発生からの数分後に遮断されるため、身の安全を確保することが可能
●遮断前にお知らせしてくれる機能などがある。 ●作動の信頼性が高い



3. コンセントタイプ

次のア、イの2種類のタイプがあります。

ア. 特定遮断タイプ

家屋内の壁コンセントに設置し、揺れを感知すると本製品に接続された電気機器へのみの電気を遮断する。

イ. アース線タイプ

アース付コンセントに設置し、揺れを感知するとアース線に疑似漏えい電流を流して、分電盤に設置されている漏電ブレーカーを作動させて家全体の電気を遮断する。

費用：約5千円～2万円

※埋込型は電気工事が必要



4. 簡易タイプ（おもり玉式、バネ式、電池式）

バネの作動やおもりの落下などにより、ブレーカーを切って電気を遮断する。

- (特徴) ●安価に入手することができる。 ●電気工事が不要で設置が容易

費用：約3千円～1万円

